

県立高校の将来ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 生徒の多様な学びのニーズや生徒数の減少に対応するため、今後の望ましい県立高校の教育の在り方について検討することを目的に「県立高校の将来ビジョン検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 多様な学びのニーズへの対応に関すること。
- (2) 生徒数減少への対応に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人程度をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから鹿児島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 学校教育に関する学識経験がある者
- (2) 産業界等の各種団体関係者
- (3) 市町村等の行政関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 公募委員
- (6) その他、特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開を原則とするが、委員会で協議の上、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、鹿児島県教育庁高校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長と協議し、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月10日から施行する。